

南丹市景観計画について

景観計画区域
南丹市美山町地域



南丹市では平成26年4月1日から、景観条例を施行しています。この条例は、市内の地域に景観計画区域を定め、建築物や工作物の新築や移転、屋根や外壁の塗り替えなどの行為に対して、形状や色彩に一定の基準を設け、南丹市の持つ素晴らしい景観を守っていくための条例です。現在は美山町地域を景観計画区域に定めています。以下の概要もご覧いただき、景観に対してご理解とご協力をお願いします。また、地域の景観を守るための市民活動の情報がありましたら、地域振興課まで、ぜひお知らせください。

景観の小窓



～紹介編～

南丹市景観条例 ～基本理念～

「市民も来訪者も“ほっ”とできる癒しのまち 南丹市

住む人が「ここに住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と愛着と誇りを持ち、訪れた人々が「また訪れたい」「ここに住んでみたい」と感じる魅力ある景観の形成を目指します。

届出の対象となる行為

屋根や壁の塗り替えなど
外観を変更することとなる修繕
もしくは模様替えまたは色彩の変更
変更する部分の面積が
正面から見て10㎡を超えるもの

建築物

新築・増築・改築・移転
全て届け出が必要

工作物

新築・増築・改築・移転・色の塗り替えなど
高さが8mを超えるもの、または
築造面積が8㎡を超えるもの

※土地の形質変更や屋外での物件堆積も、一定の基準を超えると届け出が必要です。

南丹市景観形成基準(守ってもらう基準：建築物について)

◆建築物の屋根、外壁の色彩は、次に示したマンセル表式系(※)で示した彩度、明度の範囲とする。ただし、外壁を正面から見て10%未満のアクセントカラー(差し色)の部分はこの限りではない。

	使用する色相	彩度	明度
屋根	赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)	2以下	1～6
	青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)		
	無彩色(N)	—	
外壁	赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)	6以下	1～9
	青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)	2以下	
	無彩色(N)	—	

※色彩を色の三属性(色相・明度・彩度)によって表す数値

高さ

15m以下

形態・意匠など

周辺の景観と調和したものとする

緑化・植栽

敷地内の緑化に努める

門・塀・柵

自然景観や街並み景観に配慮する

【景観条例についての問い合わせ先】

南丹市役所 地域振興課 TEL: 0771-68-0019 美山支所地域推進課 TEL: 0771-68-0040

市ホームページ 南丹市景観計画について(詳細パンフレットあり)

URL: http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/shisei/106/002/001/index_12732.html